

宮崎県医師修学資金 申請の手引

宮崎県医師修学資金は、将来、宮崎県内の医師が不足する医療機関等に勤務し、「宮崎県の地域医療に貢献したい!」という高い志と熱い情熱を持った医学生に対して貸与するものです。

つまり、本修学資金は地域医療を担う人材を宮崎県が育成しようとする制度であり、県民の皆さまの大切な税金により運営されています。貸与を希望される方は、この制度の主旨を十分理解された上で申請いただくようお願いいたします。

1 応募資格

- (1) 大学（大学院を除く。）の医学課程に在学している者であること。
- (2) 将来、宮崎県内の医師が不足する医療機関等（下記①～③）に、医師として勤務する意思があること。
 - ① 公的医療機関
 - ② 専門研修施設
 - ③ 県又は県内の中核市が設置する保健所等

※1 公的医療機関とは、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいいます。

※2 専門研修施設とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の10に規定する専門研修の基幹施設又は連携施設等をいいます。

※3 医師免許を取得し臨床研修修了後、実際に医療機関等で勤務する際には、その時点で医療機関の体制等によって勤務先が上記と異なる場合があります。

2 募集人員

地域貢献枠 4名程度

3 貸与額

- (1) 貸与月額 100,000円
- (2) 入学金相当額 282,000円
(入学した年のみ。国公立大学・私立大学に限らず定額。)

4 貸与期間及び貸与方法

- (1) 貸与決定の年度の4月分から、大学の正規の最短修学年限の範囲内とします。
- (2) 毎月貸与します。また、入学した年に限り、入学金相当額を初回の貸与金に加算して貸与します。

5 指定医療機関での勤務

本修学資金の貸与を受けた場合、入学後キャリア形成卒前支援プランの適用を受けるとともに、医師免許を取得した後は、医療法のキャリア形成プログラム（臨床研修期間を含み、原則9年間県内で勤務）の適用を受け、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する医療機関等において医師の業務に従事しなければなりません。

	医師免許取得	← 宮崎県内で勤務（9年間） →		
	大学医学部	臨床研修	専門研修・県内勤務	引き続き 県内で活躍
年数	6年間	2年間	7年間	
	←卒前支援プラン→	←キャリア形成プログラム（9年）適用→		

- ※1 出産、育児等のライフイベントで業務に従事できない場合やキャリア形成に資する県外研修や留学については、必要勤務期間の一時中断が認められます。（この場合、キャリア形成プログラムも一時中断となります。）
- ※2 「宮崎県キャリア形成プログラム」の詳細については、宮崎県庁ホームページ（「宮崎県医師修学資金」で検索）又は、宮崎県地域医療支援機構のホームページで御確認ください。

6 申請方法

(1) 手続方法

宮崎県医師修学資金に関する事務は、すべて大学を通じて行われます。 下記ア～ウの書類を準備して、下記エの書類の作成を大学学生担当課に依頼してください。なお、申請には2人の連帯保証人が必要です。

推薦調書の作成に当たり、大学側で面接等を実施される場合がありますので、大学の指示に従ってください。

申請書や添付書類の様式は、宮崎県庁ホームページからダウンロードできます。

（トップ>健康・福祉>医療>医師確保>令和6年度宮崎県医師修学資金の貸与医学生募集について）

ア 医師修学資金貸与申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 戸籍抄本（又はこれに代わる書面）

エ 医師修学資金貸与者推薦調書（様式第3号）【在学する大学が作成】

※ **ア、イの書類については、令和6年4月1日時点で18歳以上の方は、法定代理人の署名押印は必要ありません。**

※ **日付の欄には下記(2)大学の応募受付期間内の日付を記入してください。**

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (2) 大学の応募受付期間 | 令和6年4月1日（月）～令和6年4月16日（火） |
| (3) 大学から県への書類提出期限 | 令和6年4月30日（火）必着 |
| (4) 県の面接選考予定日 | 令和6年5月11日（土）予定 |
- *面接時間は申請者に別途通知します。

7 貸与の決定

書面及び県の面接による審査を行い、貸与の可否を5月中に申請者全員に文書で通知します。

8 注意事項

- (1) 申請者は、この申請の手引をよく読み、本制度の内容を十分確認してください。
- (2) 申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。また、添付書類や記入の不備がないよう注意してください。
- (3) 申請書類は、選考結果にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (4) 採用の可否について、電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。
- (5) 本修学資金では、他の修学資金（奨学金）と重複して貸与を受けることが可能です。ただし、重複する一方の修学資金（奨学金）において、併給が可能であるかどうかについては、各自で十分御確認ください。

9 応募先・問い合わせ先

宮崎県福祉保健部医療政策課

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電話 0985-26-7451

電子メール ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

10 その他（大学学生担当課の方へ）

申請書の提出に当たっては、封筒に「宮崎県医師修学資金貸与申請書在中」と明記の上、提出してください。なお、郵送の場合、簡易書留又は配達記録で郵送してください（提出締切日：令和6年4月30日（火）必着）。

■貸与決定後の手続

1. 借用証書の提出

修学資金の貸与を受ける医学生は、毎年度、「医師修学資金借用証書」を提出してください。また、大学が発行する成績証明書を必ず添付してください。

2. 貸与の停止

貸与を受けている医学生が、在学中に休学した場合、停学の処分を受けた場合、及び進級できなかったため同一学年を重ねて履修することになった場合、その期間中は修学資金の貸与を停止します。復学し、継続の貸与申請が受理されれば、貸与を再開します。

休学・停学・留年・復学の場合は、直ちに届け出てください。

3. 貸与の廃止

貸与を受けている医学生が、次のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を行わないこと（廃止）とします。

修学資金の貸与が廃止された場合には、一月以内に修学資金及び利息の全額を返還していただくことになります。ただし、医学生が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することができないと県が認める場合は、修学資金の返還の全部又は一部が免除されることがあります。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (6) その他修学資金の貸与を受けている者として不相当と認められるとき。

4. 変更事項等の届出

貸与を受けている医学生で、次の事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

- (1) 変更事項等の届出
 - ・大学を卒業後、臨床研修を開始したとき。
 - ・臨床研修を中止し、休止し又は再開したとき。
 - ・臨床研修先を変更したとき。
 - ・医師免許を受けたとき。
 - ・氏名又は住所を変更したとき。
 - ・保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
- (2) 保証人の変更承認申請
 - ・保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするとき。
- (3) 指定医療機関への勤務申出等
 - ・指定医療機関で業務に従事しようとするとき。
 - ・指定医療機関で業務の従事を終了しようとするとき。

5. 修学資金の返還免除

(1) 全額免除

修学資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により修学資金の返還及び利息の支払の全部が免除されます。

- ① 「宮崎県キャリア形成プログラム」の適用を受け、貸与期間の1.5倍に相当する期間（必要勤務期間）、県が指定する医療機関において医師として業務に従事しキャリア形成プログラムを満了したとき。
- ② 業務上の理由で、死亡又は心身の故障により業務の継続が困難となったとき。

(2) 一部免除

修学資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することがあります。

- ① 業務以外の理由で、死亡又は心身の故障により業務の継続が困難となったとき。
- ② 指定医療機関に勤務したが、貸与期間の1.5倍に相当する期間（必要勤務期間）に満たなかったとき。

6. 修学資金の返還

修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、年10%の割合で計算した利息を加えて、その理由が生じた月の翌月末までに貸与した修学資金を返還しなければなりません。

- ・ 修学資金の貸与が廃止されたとき。
- ・ 大学を卒業後2年以内に医師の免許を受けることができなかったとき。
- ・ 県外で臨床研修を開始したとき。
- ・ キャリア形成プログラムを満了しないことが確実となったとき。
- ・ その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
(指定医療機関に勤務しなかった場合などが該当します)

7. 修学資金の返還猶予

修学資金の貸与を受けた医師が、次の要件に合致する場合は、申請により修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することがあります。

- ・ 修学資金の貸与を辞退した後、引き続き大学に在学しているとき。
- ・ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由で支払が困難であると認められるとき。

8. キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム

医師修学資金の貸与を受けるに当たり、医療法のキャリア形成卒前支援プラン（医学部在学中、地域医療に貢献するキャリアを描けるよう支援）及びキャリア形成プログラム（医学部卒業後、臨床研修期間を含み、原則9年間県内で勤務）の適用を受けることについて、同意が必要です。

貸与の決定を受けた医学生は、別に送付する「宮崎県キャリア形成卒前支援プラン及び宮崎県キャリア形成プログラム適用同意書」を必ず提出してください。

■県が指定する医療機関（令和6年2月改訂版「宮崎県キャリア形成プログラム」抜粋）

＜別表1＞【キャリア形成プログラム 対象医療機関等】

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関等（令和6年度）
A群	医師多数区域（宮崎東諸県）において、県内専門研修プログラムの基幹施設、連携施設、連携施設に準じる施設のいずれかに位置づけられている医療機関、または宮崎県地域対策協議会で特に必要と認められた県外医療機関	【宮崎東諸県】 いしかわ内科、井上、おおつか生協クリニック、金丸脳神経外科、 県精神保健福祉センター、県立こども療育センター、県立宮崎、古賀総合、 国立病院機構宮崎東、潤和会記念、高宮、宮崎江南、南部、野崎、 野崎東、平和台、宮崎市郡医師会、宮崎市立田野、宮崎生協、 宮崎善仁会、宮崎大学医学部附属、宮崎中央眼科、宮崎若久、 和知川原生協クリニック、若草、さがら病院宮崎、ARTレディスクリニックやまうち、 このはな生協クリニック 【県外】 多良木（熊本県）
		【延岡西臼杵】 おがわクリニック、黒木、県立延岡、延岡市医師会、延岡リハビリテーション、吉田、 国見ヶ丘、延岡共立、延岡保養園、（高千穂町国保） 【日向入郷】 協和、鮫島、千代田、和田、田中、宮崎県済生会日向、（国保諸塚診療所） （椎葉村国保）（美郷町国保西郷）（美郷町国保南郷診療所） 【西都児湯】 西都児湯医療センター、国立病院機構宮崎、海老原総合、川南 （国保西米良診療所）（都農町国保） 【日南串間】 県立日南、谷口、県南、愛泉会日南、なんごう、（日南市立中部）（串間市民） 【都城北諸県】 都城医療センター、大悟、橘、永田、藤元、藤元上町、藤元総合、都城新生、 都城市郡医師会、メディカルシティ東部、宮永、宮田眼科、ホームクリニックみまた 【西諸】 池田、内村、桑原記念、小林市立、池井、京町共立、（えびの市立）（国保高原）
C群	へき地の公的医療機関（専門研修プログラムの基幹施設、連携施設、連携施設に準じる施設の該当の有無は問わない）	高千穂町国保、日之影町国保、五ヶ瀬町国保、島浦診療所、日向市立東郷、 美郷町国保西郷、椎葉村国保、国保諸塚診療所、美郷町国保北郷診療所、 美郷町国保南郷診療所、国保西米良診療所、串間市民、串間市市木診療所、 えびの市立、国保高原、都農町国保、日南市立中部
	公衆衛生医	宮崎県庁（宮崎県福祉保健部）、宮崎県内各保健所（中央、都城、高鍋、日向、 延岡、日南、小林、高千穂）、宮崎大学医学部（社会医学講座公衆衛生学分 野）、宮崎市役所（宮崎市保健所）、宮崎県精神保健福祉センター、宮崎県衛生 環境研究所、県立宮崎・日南・延岡病院、宮崎産業保健総合支援センター

＜別表2＞ 県内臨床研修病院（基幹施設）

臨床研修病院	所在地	医療圏
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立宮崎病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立日南病院	日南市	日南串間
県立延岡病院	延岡市	延岡西臼杵
古賀総合病院	宮崎市	宮崎東諸県
宮崎生協病院	宮崎市	宮崎東諸県
藤元総合病院	都城市	都城北諸県
宮崎市郡医師会病院	宮崎市	宮崎東諸県

＜別表3＞ 県内専門研修病院（基幹施設）

専門研修病院	所在地	医療圏
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立宮崎病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立延岡病院	延岡市	延岡西臼杵
古賀総合病院	宮崎市	宮崎東諸県
宮崎生協病院	宮崎市	宮崎東諸県
野崎東病院	宮崎市	宮崎東諸県
都農町国保病院	都農町	西都児湯
宮崎市郡医師会病院	宮崎市	宮崎東諸県
吉田病院	延岡市	延岡西臼杵